

# 産休・育休制度について

**産休**とは

**産前休業と産後休業**のことです。

**産前休業**

出産予定日の**6週間前**から（双子以上の場合は**14週間前**）から、請求すれば取得できます。

**産後休業**

出産の翌日から**8週間**は、就業できません。  
産後**6週間**を過ぎた後、本人が請求し、医師が認めた場合は就業できます。

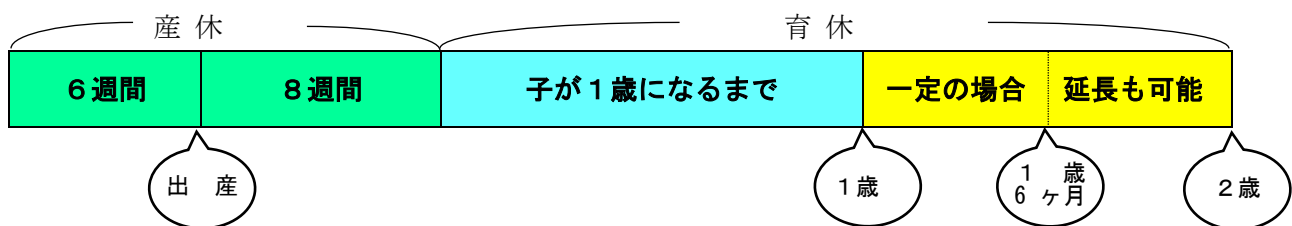
※どなたでも取得できます。

**育休**とは**育児休業**のことです。

**1歳**に満たない子を養育する労働者は、会社に申し出ることにより、子が**1歳**になるまでの間で希望する期間、育児のために休業できます。

一定の場合子が**1歳6ヶ月**又は**2歳**に達するまでの間延長できます。

※育児休業には、取得できる方の要件があります。



休業中はお給料の支給はありませんが、下記の経済的支援を受けることができますので、安心して子育てをすることができます。

## 〈産前・産後休業、育児休業をする方への経済的支援〉

### ○出産一時金

妊娠4ヵ月(85日)以上の方が出産したときは、一児につき42万円(産科医療補償制度の対象外となる出産の場合は40.4万円)出産育児一時金が支給されます。

### ○出産手当金

出産日以前42日から出産日後56日までの間、欠勤1日について、健康保険から賃金の3分の2相当額が支給されます。

### ○育児休業給付

雇用保険に加入している方が、育児休業をした場合に、原則として休業開始時の賃金の**67%**(育児休業の開始から**6か月経過後は50%**)の給付を受けることができます。

### ○産前・産後休業期間中、育児休業期間中の社会保険料の免除